令和８年度

砺波市立般若中学校いじめ防止基本方針

砺波市立般若中学校

目　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅰ　いじめ問題の理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

１　いじめの定義　……1

２　いじめの構造　……2

３　いじめに対する基本的な考え方　……2

Ⅱ　いじめへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

１　いじめの未然防止　……3

⑴　全職員の共通理解

⑵　校内研修の充実

⑶　いじめ防止対策のための委員会

⑷　全教育活動を通した指導

２　いじめの早期発見　……4

⑴　日常的な生徒理解

⑵　教育相談週間

⑶　アンケート調査

⑷　相談機能の充実

３　いじめへの早期対応　……5

⑴　いじめ対応マニュアル

⑵　初期対応シート

⑶　全校体制による対応

⑷　関係機関との連携

⑸　情報収集と情報保護

⑹　市教育委員会への報告

４　再発防止　……6

⑴　継続的な指導と観察

⑵　未然防止対策の見直しと強化

⑶　いじめ解消状態の判断

５　いじめ対策委員会 ……7
⑴ 構成員
⑵ 役割

６　重大事態への対応 ……7
⑴ 重大事態とは
⑵ 発生の報告
⑶ 調査
⑷ 対応
⑸ 第三者委員会

Ⅲ　計画・評価・・・

はじめに

いじめは、子どもの心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為である。学校においては、いじめを予防し、すべての子どもたちが安心して生活し、共に学び合う環境を作ることが強く求められており、平成２５年６月には国会において「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）が成立したほか、同１０月には法に基づいて国のいじめ防止基本方針（以下「国の基本方針」という）、平成２６年２月には「富山県いじめ防止基本方針」（以下「地域基本方針」という）が決定された。

本校においても、法および地域基本方針、「砺波市いじめ防止基本方針」の趣旨を踏まえて、全校体制でいじめの未然防止と早期解消に取り組むとともに、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるために本方針を定める。

Ⅰ　いじめ問題の理解

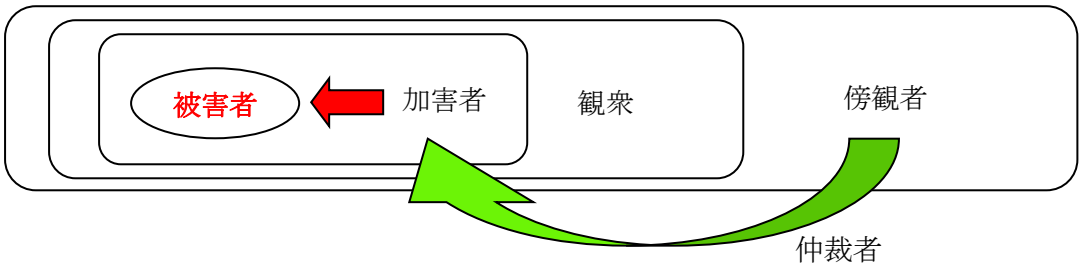
１　いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第２条）

※　平成 18 年以前の定義では「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としていたため、「弱い」かどうか（生徒の力関係）、「継続的」かどうか（回数）、「深刻」かどうか（程度）の判断が表面的、形式的になりがちであったため、いじめられた生徒の立場に立って判断できるように改められた。

２　いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側の二者関係だけで成立しているのではなく、周囲ではやし立てたり面白がったりする存在（観衆）やその周辺にいても見て見ぬふりをして行為に暗黙の了解を与えている存在（傍観者）の存在があって成り立っている。



したがって、

教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれる。

３　いじめに対する基本的な考え方

・いじめは、子どもの心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為である。
・いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうる。
・だれもが被害者にも加害者にもなり得る。
・子どもは、いじめを行ってはならない。
・大人は、いじめを起こさせない。いじめられている子どもを守らねばならない。
・すべての場所で、すべての人が「いじめを許さない」取組を行う。

Ⅱ　いじめへの対応

1　いじめの未然防止

⑴ 全職員の共通理解

法や国の基本方針の他、「いじめの防止と解消のために」（富山県教育委員会）、「砺波市小中学校いじめ防止の手引き」等の主旨を全職員で共通理解し、一丸となっていじめの防止に努める。

⑵ 校内研修の充実

いじめの防止等のための対策に関する資質の向上を図り、教職員の人権感覚を高めるための効果的な研修会を計画的に企画・実施する。その際は、全職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を積極的に取り入れるとともに、以下の資料等を参考に、客観的な見方や考え方が育つように留意する。

<校内研修参考資料>　生徒指導支援資料　「いじめを理解する」
生徒指導支援資料２「いじめを予防する」
生徒指導支援資料３「いじめを減らす」
（国立教育政策研究所）

⑶ いじめ防止対策のための委員会

① 管理職、担当教職員、スクールカウンセラー等の専門的な知識を有する者、その他関係者などからなる「いじめ対策委員会」（以下「委員会」という。詳細は後述）を設置し、校務分掌に位置付ける。

② 委員会の構成員は校内生徒指導委員会を基本とし、必要に応じて養護教諭や心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー等の支援職員を加えて協議を行う。なお、臨時職員を協議に加える場合には内容を吟味し、生徒の個人情報が外部に漏れることがないように留意する。

③ 委員会は、原則として１年４回（５月中旬、６月アンケート実施後、１１月アンケート実施後、２月アンケート実施後）定期的に行う。その他、必要に応じて校長が招集して行う。

⑷ 全教育活動を通した指導

① 生徒の豊かな情操と道徳心、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえて、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

② いのちの教育や人権教育、他を思いやる心を育てるとともに、規範意識の醸成や生徒自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動しようとする自律性を育むことを重視する。

③　生徒同士、また生徒と教師との信頼関係を育むために、多面的な生徒理解と自己有用感、自己存在感を味わわせる学級づくりを目指す。

④　いじめは二者関係で成立するのではなく、「集団内の歪んだ人間関係の中で発生するもの」だから、適切な学級集団づくりはいじめを防止するためには最も基本的な取組であることを十分に意識して学級運営にあたる。

⑤　各教科の指導においては、正誤や結果ばかりを重視することなく、学習過程における考え方の形成に目を向け、互いの違いやよさを認め合うことができるような指導に心がける。

⑥　適切な情報活用能力が養われるように、ネットモラル教育の充実を図る。

⑦　生徒会活動の議題としていじめ問題を取り上げ、生徒が主体的にいじめ問題に関わろうとする意識を育てる。

⑧　般若中学校区の「庄東地区小・中学校生徒指導連絡会」を毎年継続して行い、小中学校と地域が連携して課題解決に取り組む。

２　いじめの早期発見

⑴ 日常的な生徒理解

教職員は、チェックリスト（「いじめの防止と解消のために」富山県教育委員会）を活用するなどして、小さなサインを見逃さないよう日常的な生徒理解に努める。授業時間だけではなく、朝・帰りの会や休み時間、給食・清掃、部活動の時間などにおいての生徒の表情や言動、しぐさ、人間関係等の変化や違和感に気を配る。

⑵ 教育相談週間

学期ごとに一定期間の教育相談週間を設けるなどして、教育相談体制の充実を図る。相談週間で把握した課題（いじめに限らず）について、いじめ対策委員会を含む校内生徒指導委員会や、全教員で行う情報交換会に報告をあげ、担当者の共通理解を図る。また、特にいじめに係る課題については、委員会に諮り、チームサポートを早期に開始できるようにする。

⑶ アンケート調査（Ⅴ 資料「１児童生徒アンケート」「２保護者アンケート」参照）

各学期１回（６月、１１月、２月）行う生徒へのいじめアンケート調査、年２回の保護者へのアンケート調査をもとに、実施後に必要な生徒に個別の教育相談を行うなど、きめ細やかな実態把握に努める。

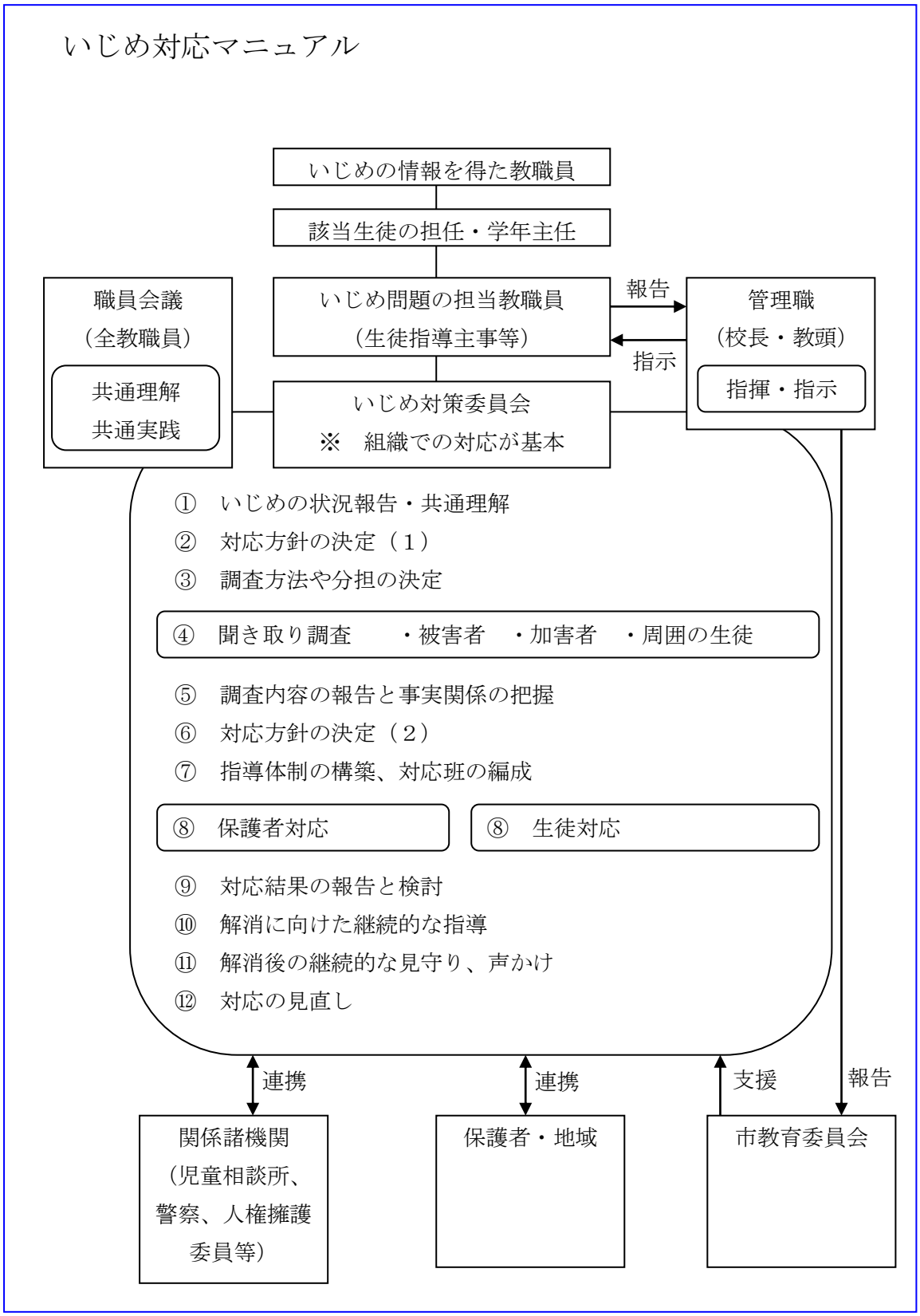
⑷ 相談機能の充実

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の相談室の活用等により相談機能を充実し、生徒の悩みを積極的に受け止めることができるようにする。

３　いじめへの早期対応

(1) いじめ対応マニュアル

いじめが疑われる状況を把握した場合は、以下の「対応マニュアル」に従って、的確な初期対応を行う。



⑵ 初期対応シート（Ⅴ 資料「２　初期対応シート」参照）

いじめが疑われる事案への対応について、関係職員が具体的に取り組む事柄と実際に行ったかどうかをチェックするとともに、管理職を含めた関係者がその取組状況を共有できるようにするためのシートを作成する。シートには職員の対応の他、保護者の応答なども記入することとし、取組状況の記録として保管する。また、データ化して蓄積することで、同一生徒にかかわる問題が繰り返し発生したり継続したりしていないか確認し、早期発見や未然防止の手立てとしても活用する。

⑶ 全校体制による対応

対応マニュアルに基づいて行動する場合でも、特定の教員だけで抱え込むことなく、情報をいじめ対策委員会で共有し、校長のリーダシップの下、全校体制で迅速かつ適切な対応を取ることができるようにする。

⑷ 関係機関との連携

学校のみで解決することに固執せず、速やかに市教育委員会に報告するとともに保護者に知らせ、適切な連携を図る。また、保護者等からの訴えを受けた場合には、謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む。

⑸ 情報収集と情報保護

事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。また、把握した生徒等の個人情報については、安易に外部に伝わることがないように、その取扱いに十分留意する。

⑹ 市教育委員会への報告

市教育委員会への報告は、発生時または発見時に直ちに略報で知らせ、その後は指導経過を含めて早期に書面で行い、また解決に至るまで継続する。また、警察等外部機関との連携が必要な場合など必要に応じて、市教育委員会へ助言を仰ぎ、適切な支援を得ることができるようにする。

４　再発防止

⑴ 継続的な指導と観察

同じ生徒が被害にあういじめが再発したり、ターゲットを変えていじめが続いたりすることを防ぐために、一旦、解決したと思われる場合でも、初期対応シートも利用しながら、十分に注意して継続的な観察を行ったり、必要な指導を行う。

⑵ 未然防止対策の見直しと強化（ナレッジマネジメント）

問題が収束したと考えられる時点で、対処の仕方を振り返り見直すとともに、対処を通して得た知見を広く共有し、再発防止を目指す。

⑶ いじめ解消状態の判断

・いじめに関わる行為が止んでいること。（少なくとも３か月間）

・被害児童生徒がいじめ行為によって、心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通す。被害・加害生徒や周りの者全員を含む集団が、望ましい集団活動を取り戻し、前向きな活動に踏み出せるよう働きかける。

５　いじめ対策委員会

⑴ 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、スクールカウンセラー

必要に応じて、養護教諭や特別支援教育コーディネーター、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフを加える。

⑵ 役割

・学校基本方針に基づく取組と実施の進捗状況の確認。
・生徒アンケート、保護者アンケートの結果の検討。
・教職員の共通理解と意識啓発（いじめに関する校内研修の企画立案)。
・保護者、地域に対する情報発信、情報収集。
・いじめ事案への対応、相談窓口。
・学校基本方針、年間計画等の見直し。

６　重大事態への対応

⑴ 重大事態とは

・いじめにより、在籍する生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
・いじめにより、在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき。　（法第２８条１項）

⑵ 発生の報告

① 重大事態が発生した場合には、市教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を市長に報告する。

⑶ 調査

① 重大事態が発生した場合には、市教育委員会と連携して、通常のいじめ対策委員会とは別に、重大事態への対処のための組織を設置するとともに、市教育委員会の適切な指導及び支援の下で、質問票その他の適切な方法で事実関係を明確にするための調査を行う。

② 関係生徒の保護者に市教育委員会や学校が行う調査に協力するように求める。

③　上記の調査を行った場合は、市教育委員会の適切な指導及び支援の下に、被害を受けた生徒及びその保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④　被害を受けた生徒及びその保護者以外の関係者及びマスコミ等への情報提供については、関係生徒の個人情報や心情に配慮して、慎重に判断しなければならない。

⑷ 対応

①　「被害生徒を絶対守る」ことを第一に、市教育委員会との連携を密接にして対応に当たる。

②　加害生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは早めに警察と連携するなど、関係諸機関との積極的な連携を行う。

③　いじめを原因として、被害生徒が教室に入れない場合は、早期に受け入れが可能になるよう学級指導等を行うとともに、学習機会を確保するために別室登校や別室授業等の手立てを講じる。

④　いじめを原因として、被害生徒が登校できない状態が続く場合は、適応指導教室等での学習や家庭での学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限保障できるよう支援する。

⑤　関係生徒の保護者との連携を断ち切ることがないように最善を尽くす。特に被害生徒の保護者に対しては、対応方針の説明とそれに対する理解を得られるようにするとともに、それまでの指導・支援や情報提供等に不備があった場合は誠意をもって謝罪する必要がある。

　また、加害生徒の保護者に対しては事実を正確に伝えるとともに、被害生徒の心情や解決に向けた学校の指導方針の説明および理解促進に努めなければならない。

⑥　報道機関等への対応については、学校の正常な教育活動に支障が生じることのないように、担当者を通じて行う。

⑦　対応に当たって、隣接する学校との連携（応援要請）や報道機関対応への具体的な指示、当該学校の生徒及び保護者の不安の解消など予想される限りの事柄について幅広く支援を行うよう、市教育委員会に協力を求める。

⑧　重大事態の取扱については、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。被害生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

⑸ 第三者委員会

①　重大事態への対処又は発生防止のための附属機関（第三者委員会）を設ける必要があると市長が判断した場合は、市教育委員会がその対応に当たる。

② 附属機関が、上記（３）の調査結果について調査を行う場合は、関係者の個人情報の保護と学校の正常な教育活動の維持に留意しながら協力する。

Ⅲ 計画・評価

１ ＰＤＣＡサイクル（年間計画の作成）

(1) ＰＤＣＡサイクルの期間、「取組評価アンケート」の内容をいじめ対策委員会で決定し、取組に対する見直しを行う。

(2) ＰＤＣＡサイクルには、個別相談や教育相談を含むいじめ防止のための取組の年間計画、取組に対する評価アンケートの実施および集計時期、アンケート結果に基づくいじめ対策委員会の実施時期や委員会での検討内容を、全職員で共通理解する校内研修会の実施時期等を位置づけ、いじめ防止のための年間計画を作成する。

月	いじめ防止に向けた取組
5月 上旬	・教育相談（全員面接）
5月 中旬	・第１回いじめ対策委員会（年間計画、研修計画）
5月 下旬	・いじめ問題校内研修会（基本方針、年間計画等共通理解）
	・いじめ気づきチェックシート配布
6月 初旬	・いじめアンケート調査（生徒、保護者）
6月 下旬	・第２回いじめ対策委員会（アンケート結果検討）
7月 上旬	・いじめ対策取組評価アンケート（教職員）
	・第３回いじめ対策委員会（アンケート結果検討）
7月 中旬	・「子育ての輪」を活用した保護者会での啓発活動
8月 下旬	・いじめ問題校内研修会（取組の評価と２学期に向けて）／職員会議
9月 中旬	・第４回いじめ対策委員会（２学期の取組の状況）
10月 中旬	・第５回いじめ対策委員会（研修会の内容検討）
11月 上旬	・教育相談（全員面接）
	・いじめアンケート調査（生徒、保護者）
11月 中旬	・第６回いじめ対策委員会（アンケート結果検討）

11 月　下旬	・いじめ問題校内研修会（これまでの取組の評価）／職員会議 ・生徒会での取組
12 月　上旬	・いじめ対策取組評価アンケート（教職員） ・第７回いじめ対策委員会（アンケート結果検討）
1 月　上旬	・いじめ問題校内研修会（３学期、来年度に向けて）／職員会議 ・第８回いじめ対策委員会
2 月　上旬 2 月　中旬	・いじめアンケート調査（生徒、保護者） ・第９回いじめ対策委員会（アンケート結果検討と基本方針等の見直し）
3 月　上旬	・第１０回いじめ対策委員会（１年間の振り返りと来年度の計画）

２　Plan - Do

教職員の異動などをふまえ、年度初めに「学校基本計画」「年間計画」「評価アンケート」などについて全職員で確認し、実施について共通理解する。

３　Check - Action

学期ごとに取組を振り返り、長期休業中に会議等を行うなどして、次学期の取組を決定する。評価アンケートの項目には以下のようなものが考えられる。

□　いじめへの対処方針等について全職員が確認している。
□　いじめの問題について校内研修を実施している。
□　いじめの実態を把握するために定期的な調査や個別懇談を実施している。
□　子どもたちがいじめ問題について主体的に考える取組を実施している。
□　「ネットいじめ」防止のために、情報モラル教育を実施している。

Ⅳ　家庭や地域、関係機関等との連携

１　家庭、ＰＴＡとの連携

(1) 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。

(2) 保護者懇談会などの機会を利用し、家庭と学校とが同じ考えで子育てやいじめ問題に向かうことができるように共通理解を図る。

(3) 発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、学校外でのインターネットを通じて行われるいじめを防止するために、保護者に対して必要な啓発活動を行う。

２　各地区振興会等、関係諸団体との連携

地域を挙げていじめ防止に取り組む機運を高めるために、庄東地区小･中学校生徒指導連絡協議会等と連携し、地域住民も参加できる「人権講演会」等を実施したり、地域の人権擁護委員の話を聞く機会を設けたりする。

３　校種間の連携

小学校でいじめが認められた児童、またはいじめに発展する可能性があるトラブルがあった児童については、小中合同研修会や小中連絡会等を通して、家庭の実態把握や内面理解に努め、進学後に問題が生じないように指導や支援の充実に努める。

Ⅴ　資料

１　生徒アンケート

２　保護者アンケート

３　初期対応シート（「担任用いじめチェックシート」）